

■ご契約に際しての大切なことから

■補償のしくみ

歯科医療安全共済は、歯科医療の施設長にご契約いただくことで、常勤、非常勤に係らず同施設で医療業務を行う歯科医師最大20名までと医療業務の補助者の歯科医療賠償責任と同施設の歯科医療施設賠償責任を包括的に補償する共済です。

お支払いする共済金の種類※

- ①損害賠償金・・・被共済者が、被害者に対して支払うべき損害賠償金
- ②緊急措置費用・・・事故が発生し、被共済者が被害者に対し緊急に行う応急手当等の費用
- ③争訟費用・・・弁護士費用及び各種法的手続費用
- ④求償権保全等費用・・・他者に責任があるとみなされた場合の求償権を得るための費用
- ⑤共済会への協力費用・・・損害賠償請求の解決にあたり、支出した通信・交通費等の実費

※共済会指定弁護士の関与する交渉または各種法的手続きにおいて決定された場合に限る。

共済金のお支払い方法

損害賠償金、緊急措置費用、争訟費用、求償権保全等費用、共済会への協力費用については、事案により設定された免責金額を差し引いた額に対して共済金をお支払いします。ただし、ご契約された1事故および共済期間中での補償限度額がお支払いする共済金の限度となります。なお、損害賠償共済金等のお支払いは、本会指定弁護士を通じて請求された場合に限ります。

共済金をお支払いできない場合(免責事項:詳細については約款参照)

以下のような事由によって生じた損害については、共済金をお支払いできません。

- ①日本国外での医療行為
- ②意図的な違法行為によって発生した事故
- ③名誉毀損または秘密漏洩による事故
- ④戦争、地震または気象事象による事故
- ⑤第三者からの借り物や補完物への損害
- ⑥HIV および非A型肝炎によって発生した事故
- ⑦歯科医師、薬剤師、歯科衛生士もしくは他の雇用者の障害または死亡
- ⑧歯科医師の家族に対する責任
- ⑨車両の所有、仕様または管理に起因する事故
- ⑩免許を有していない歯科医師による医療行為によって起きた事故

■責任開始期

本共済の入会金および初回共済費が25日までに本会指定の口座にお振り込みにより入金され、本会理事会が本共済の申込を受諾したとき、入金日の属する月の翌月1日(=契約日)から本共済の契約上の責任が発効します。

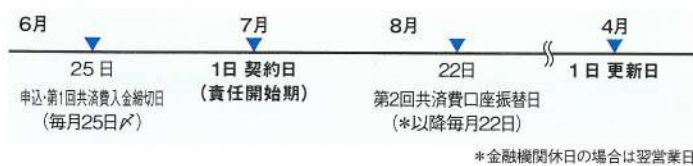
■共済期間と更新

共済期間は

- ①加入初年度 契約日～3月31日まで
- ②次年度以降 1年間(4月1日～3月31日まで)

※契約は解約のお申出がない限り1年毎に更新されます。

■お申込みから責任開始期までのスケジュール



■共済会費の払込みと払込猶予期間、共済契約の失効

- 本共済の共済会費は、初回については入会金と共に本会指定の口座にお振込みいただき、2回目以降は、ご指定の金融機関口座より、毎月22日の振替日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替いたします。
- 所定の口座振替依頼書等に必要事項をご記入、金融機関届け出印をご捺印のうえ、ご提出ください。
- 2回目以降の共済会費の振替不能の場合には、翌月に加算して振替いたします。
- 払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日から末日までを、払込猶予期間とし、共済会費のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、共済契約は効力を失います。

お問い合わせ・お申込みは

歯科医療安全共済会 会員募集総代理店
プレミアライン株式会社
〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町9番地 日経タイプビル 2階
Tel:03-5280-7138 Fax:03-5280-3805

■共済金の請求

- 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者はすみやかに本会事務局にご通知のうえ、本会指定の方法で請求を行なってください。
- 共済金の支払請求の権利は、共済金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて5年間請求がない場合は時効により消滅します。

■解約(退会)手続きと解約返戻金

- 本共済を解約(退会)される場合は、本会事務局にご連絡のうえ、本会所定の書類をご提出ください。共済会費の振替は書類を事務局が受理した日の属する月を最後に停止され、契約の効力は最後に共済会費が振替られた月の末日を以て終了します。
- 本共済に解約返戻金はありません。ただし、未当会費については精算いたします。

■共済会が経営破たんとなった場合

- 保険契約者保護機構(セーフティネット)の資金援助等の措置はありません。本共済は補償対象契約に該当いたしません。
- ご加入時にお約束した共済金等が削減される事があります。

■本会は民間損害保険会社の引受補完を受けています。

■告知義務

お申込時において、契約者は共済契約に必要な情報を所定の書類に正確に記載・ご署名してください。

■共済契約の募集について

本共済の募集人(募集代理店)は、本会会員と本共済契約締結の媒介を行うもので、共済契約締結の代理権はありません。

■個人情報の取扱いについて

本会では、よりよいサービスの提供を目指して、会員からお預かりする個人情報を細心の注意をもって適正に取り扱い、安全・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

■個人情報の利用目的について

本会は、下記の目的のために、会員の個人情報を取得・利用いたします。

1. 各種共済契約のお引受け・ご継続・維持管理
2. 共済金等のお支払い
3. 本会、協賛会社および提携先会社等の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
4. 引受補完をする民間損害保険会社に対する通知、保険金の請求
5. 本会業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
6. その他共済事業に関連・付随する業務

■事故・訴訟等の機微(センシティブ)情報の取扱いについて

本会は、事故・訴訟等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営管理と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用いたしません。

■共済契約が締結に至らなかった場合や共済期間終了後の情報の取扱いについて

本会が本共済契約申込みにおいて取得した個人情報は、共済契約が締結に至らなかった場合や退会・満了等により共済契約が消滅した後も、各種共済契約のお引受けの判断、共済統計の作成、共済事業の適切な業務運営の確保を目的として保持し、取得した申込書類についての返却いたしません。

■プライバシーポリシー

本会は、個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーに基づき業務を行っております。内容につきましては、本会事務局にお問い合わせください。

シャラクメンバーの先生方へ

歯科医療安全共済会のご紹介

DENTAL MEDICAL SAFETY FRATERNAL ASSOCIATION

賠償のみならず、クレーム処理もまかせられます。
院長不在でも、多様なリスクマネジメントが成される
仕組みづくりにご活用ください。

渡部憲裕

お伝えしたい 共済会独自サービス

1. 共済会顧問弁護士
(全国 20 名)

2. 労務問題、
未払い治療費の
回収等にも対応

3. 社労士による
セカンドオピニオン



・略歴

1986年 鶴見大学歯学部卒業
1992年 医療法人社団裕正会 設立
2010年 7医院グループ併せて15医院を展開
2011年 医院の継承をスタート
自身の医院売却・継承を進め、現在はセミナーなど後援活動を通じ、優秀な歯科医師の発掘やプロデュースなども広く手掛ける。またこれまで自身が獲得してきた情報や人脈をもとに歯科医師の新たなライフプランを提案するライフプランニングサークル「シャラク」を主宰。オーナー型歯科医院の運営や所有の仕組み、ノウハウを提供する。

歯科医師としての人生と歯科医院経営へのこだわり

私は歯科医師として、歯科医院経営者として多くの分院を持ち、分院それぞれを年商1億円を超える規模の歯科医院に育ててきました。そして今では、その分院もそれぞれ私の右腕として信頼を寄せる分院長に継承しています。

私は、歯科医院を経営するにあたって、

- (1) 歯科医院経営で稼ぐ仕組みをしっかりと確立させることができる
(2) 院長不在でも歯科医院が回るオーナー型歯科医院である
(3) 歯科医師としての明確なゴール設定を行ない、その道のりをデザインし、歯科医院の継承を行なうことができるの3つがとりわけ重要だと思っています。
歯科医院は自分だけのものではありません。勤務医やそのほかのスタッフにとっても魅力があり、働き甲斐のある職場環境づくりこそが、私の目指してきた歯科医院経営の形なのです。
そして今、私は自身の歯科医師人生の総まとめとして、私がこれまでやってきたこと、獲得してきた知識や経験に裏打ちされたノウハウなどそのすべてを、次代を担う歯科医師の先生方に伝えるために様々な取り組みを行なっています。私を成長させてくれたこの歯科業界の未来が明るいものであってほしいと心から願っています。

「シャラク」メンバーへの想い

私が常に大切にしている考えは「メンバー皆が私の家族、仲間であり、私自身が実際に吟味し有用性を感じた情報を惜しみなく提供する」ということです。もちろんどんな情報でも実際に私自身が足を運び、人と会い、目で見、耳で聞いて判断しています。

私は、メンバーの皆さんの成功が私自身の成功でもあると思っています。だからこそ私がこれまで学んできたこと、集めてきた情報や人脈は惜しまずに提供しているのです。そして、この想いを1人でも多くの歯科医師の先生方と共有できればよいと願っています。

ライフプランニングサークル「シャラク」を主宰して実現したいこと

まだ予防歯科という考えが今日ほど浸透していなかった時代から、予防を中心としたメニューを揃え、患者さまの多く集まる場所を選んで開業してきました。どちらも目標達成のために必要な取り組みでしたが、その過程においてことあるごとに強く感じていたのは「情報の重要性」でした。正確で、価値ある情報を誰よりも早く獲得することこそが、勝負に勝つための絶対条件であると思うのです。

例えば、患者さまのニーズ。このニーズを先読みすることができなければ、いち早く予防中心の歯科医院経営へ移行することはできなかったことでしょう。またテナント情報。都内の一等地であれば公募が始まったときにはすでに多くの競合が名乗りを挙げています。このような戦いを制するためにも、正確で価値の高い情報を誰よりも早く得ることが求められるのです。私は、有益な情報を分かち合い、全国の歯科医師の先生方に幸せになってほしいとの想いからライフプランニングサークル「シャラク」を主宰しています。全国の「シャラク」メンバーは私の家族であり仲間です。ぜひ私のこの想いを共有し、歯科医師としてひいては一人の人間としての幸せをつかみ取ってほしいと思っています。

これからの歯科医療の担い手として

私が分院を増やし歯科医師として第一線で頑張っていた頃は、患者さまがどんどん訪れ、患者さまの悩みを解決して差し上げることに精いっぱいでした。しかし、そんな時代は過去のものとなり、今では歯科医師は患者さまに寄り添い、長い人生と一緒に歩むパートナーであると思います。そして今は情報が溢れ、患者さまが歯科医院を選ぶ時代です。患者さまは最高の医療を受けたいという想いはもちろんのこと、情報を収集し、その情報をもとに自分で正しく選択したいという想いを持っています。私たち歯科医師に求められるものも多様化するとともに、複雑で難しいものになっています。

そんな今日の歯科業界を取り巻く状況をいち早く感じ取って「安心・安全」な歯科医療を提供するための準備を一緒に行なっていきましょう。



歯科医療をめぐるトラブルは、残念ながら増加傾向にあり、示談や訴訟といったレベル以前のクレーム対応で苦慮され、その結果、貴重なチャアタイムをロスされる先生が数多くいらっしゃいます。

とりわけ、ドクターのみならず管下スタッフへの「理不尽な言いがかり」「根拠のないクレーム」については精神的にも相当の負担を強いられることも少なくありません。

歯科医療安全共済会は、先生方にとって悩みの種となる大小さまざまな診療トラブルを迅速かつ親身に解決する仕組みを提供する会として発足10年、おかげさまで会員の先生方から高い評価を頂いて現在に至っております。

こんなご要望にお応えします。



この時代、やはり顧問弁護士が欲しい。



示談はもちろん、クレーム処理をしてくれる実働部隊が欲しい。



スタッフをクレマーから守るための外部窓口が欲しい。



歯科医師賠償責任保険ではカバーしない補償領域(※)も担保したい。

※医療過誤の無い、いわゆるクレーム、美容分野の治療



治療説明書・同意書等のリーガルチェックをして守りを固めたい。

当共済会は、これら全てに応える頼りになる制度です。

総合補償制度 4つの特長

歯科治療に関わる「スタッフ全員」を守る、総合補償制度のご案内その独自サービスをご覧ください。

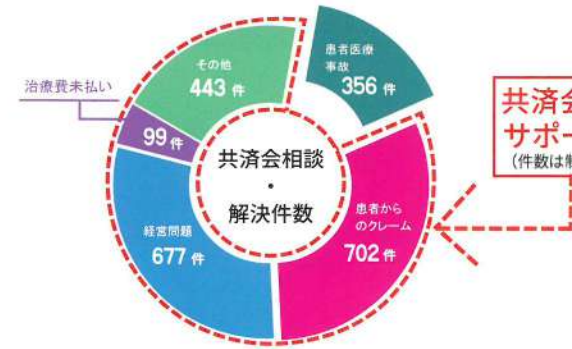


特長01 スタッフの多い先生へ 歯科医師 + スタッフ全員を補償します。

一つの契約で院内全てのスタッフを歯科医師同様に補償。院長の心配事が大幅に軽減されます。当会の運営の中では勤務医、歯科衛生士の対患者トラブル解決事案も多く、ニーズにマッチした補償体制を提供させていただきます。

特長02 審美分野、矯正、インプラント治療を行う先生へ ワイドな補償対象 / 美容分野、クレームレベルの事案も補償します。

歯科医師賠償責任保険でカバーできない美容分野の補償や医療過誤、身体障害の無いクレームレベルの事案全てを補償対象として問題解決にあたります。いざという時に頼れる補償とクレーム解決体制をご提供させていただきます。



共済会独自の補償サポート領域です。(件数は制度発足からR1.6現在)

共済会がお役に立った件数

- 患者からのクレーム 702件
経営問題全般 677件
治療費未払い 99件
その他 443件

Table with 5 columns: 保証内容, 賠償責任共済金の種類, 共済の対象, 支払限度額 (1事故最高, 共済期間内), 免責金額. Includes rows for medical malpractice and facility liability.

※1 共済金支払限度額のうち10,000万円までの支払いは民間保険会社が全額補完
※2 共済金支払限度額のうち30,000万円までの支払いは民間保険会社が全額補完
※3 施設賠償責任共済金の支払いは民間保険会社が全額補完

共済金支払対象例

- 被害者への賠償(示談を含む)。ただし、本会指定弁護士が関与するものとする。
○弁護士費用及び各種法的手続費用
○他に責任があるとみなされた場合の求償権を得るための費用
○解決にあたり支出した実費

特長03 顧問弁護士のいらっしゃる先生へ 共済会顧問弁護士

初期相談、対応方針提示、示談、訴訟対応まで、歯科医療に精通した弁護士があらゆるトラブルの解決をサポートする体制をご用意。ご連絡頂いた場合の即日アクセス体制が会員の先生方から高い評価を頂いております。今の時代、歯科医院には頼りになる弁護士へのアクセス体制が必要です。

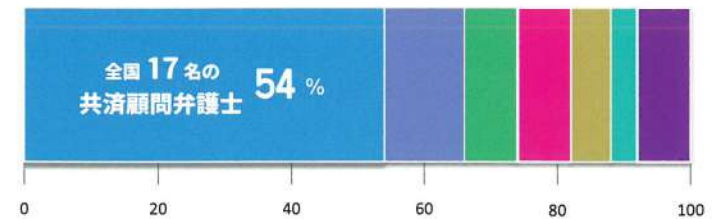


特長04 専門家のサポートを受けたい先生へ 運営11年目の実績 経営相談も受け付けます。

従業員の労務問題、未払い治療費の回収、テナント契約問題等、様々な経営問題について親身なってサポートさせて頂く専門家デスクをご用意しています。(共済会顧問弁護士には労務問題、不動産問題等のスペシャリストがおります)会員の先生方の頼りになる外部経営スタッフとして共済会事務局がサポート機能を果たします。

共済会に入会された先生の加入動機

- 共済会顧問弁護士 54%
クレーム初期相談 12%
スタッフ全員補償 8%
経営相談 8%
美容分野の補償 6%
リーガルチェック 4%
その他 8%



共済会顧問弁護士 11年の運営実績に高い評価

Lawyer profile

- ✓ 医療過誤では無いにもかかわらず、当方の責任を問う激しいクレームを処理して欲しい。
- ✓ 医療過誤を認めないが、それを文言として残さず、一定の解決金で示談したい。

岡田 修一 弁護士
同和社大学出身

所属事務所 鹿野・岡田法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、契約法一般、金銭貸借、不動産取引、借地/借家、欠陥住宅、交通事故、製造物責任、詐欺商法、労働条件、企業倒産/整理等

河本 智子 弁護士
慶應義塾大学出身

所属事務所 東京中央総合法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、企業法務全般、フランチャイズ契約、不動産取引、医療訴訟、損害賠償請求、遺産相続、交通事故、著作・知的財産権事件等

廣江 茜 弁護士
大阪大学出身

所属事務所 銀座みゆき通り法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、債権回収、建物明渡等の不動産関係、遺産分割等の相続関係、離婚等の家事事件、債務整理(破産、民事再生)、破産管財業務、先物取引、交通事故等

土方 裕介 弁護士
上智大学出身

所属事務所 鹿野・岡田法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、建築紛争、交通事故、労働問題、破産、債務整理、その他の一般民事事件(不動産、借地借家、金銭貸借等)、離婚・相続等の家事事件、刑事事件全般等

舟木 一弘 弁護士(大阪)
関西大学出身

所属事務所 梅田セントラル法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、企業法務(労務管理、労働事件、労災案件、団体交渉対応、債権回収、各種契約書作成など)、民事介入暴力、不動産関連事件、建築紛争、交通事故、相続・離婚等の家事事件、債務整理、刑事事件等

村上 将門 弁護士(熊本)
上智大学出身

所属事務所 熊本シティ法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、医療紛争、企業法務、不動産取引、借地借家、交通事故、遺産相続、破産、離婚、刑事事件等

福間 互 弁護士(岡山)
京都大学法科大学院出身

所属事務所 岡山中央法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、交通事故(被害者側、加害者側)、離婚、契約破棄、不貞行為、遺言、相続、遺産分割などの相続問題、個人の借金問題(過払金請求、自己破産、個人再生、任意整理)会社の倒産手続、欠陥住宅被害事件

富田 陽子 弁護士(大阪)
京都大学出身

所属事務所 弁護士法人 宮崎総合法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、企業法務全般(契約書作成、意見書作成、訴訟対応、人事労務、民事介入暴力等)相続、離婚、交通事故、スポーツ事故、借地借家、不動産取引、法人の債務整理案件(民事再生、破産等)、個人の債務整理案件(任意整理、破産、民事再生)等

私たちは、会員の皆様の歯科医院経営を応援しています。お気軽にアクセスして下さい。

- ✓ スタッフの治療に関し、誠意を示してくれ等、暗黙の金銭要求をしてきている。
- ✓ スタッフに治療に専念させるため、交渉の窓口をお願いしたい。

志水 隆一 弁護士
立命館大学出身

所属事務所 鈴木康之法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、契約法一般、金銭貸借、借地借家、不動産取引、交通事故、詐欺商法、職場いじめ、セクハラ、離婚、相続/遺言、刑事事件等

玉 伊吹 弁護士
慶應義塾大学出身

所属事務所 藤総合法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、医療関連事件(刑事事件含む)、不動産関連事件、再生/破産事件、企業法務、労働事件、交通事故、損害賠償請求、離婚、遺言、相続等

岡崎 穂波 弁護士
慶應義塾大学出身

所属事務所 弁護士法人 北村・加藤・佐野法律事務所
取扱分野 損害賠償請求、交通事故、医療紛争、金銭貸借、企業法務、刑事事件、債務整理、離婚、相続等の家事事件、子どもの権利に関する紛争、歯科医療紛争全般等

仲元 紹 弁護士(大阪)
中央大学出身

所属事務所 仲元総合法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、契約法、スポーツエンターテインメント法、会社法務、一般民事等

富永 孝太郎 弁護士(福岡)
早稲田大学

所属事務所 青翠法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、企業法務(労務一般、債権管理、建築紛争、民事介入暴力、各種取引契約書の作成など)、一般民事(交通事故、不動産取引、損害賠償、離婚、遺産分割など)及び破産民事再生(破産管財を含む)

宮部 剛 弁護士(宮城)
早稲田大学出身

所属事務所 仙台あさひ法律事務所
取扱分野 歯科医療紛争全般、企業法務全般、労務紛争、障害者紛争、その他中小企業が事業活動において接する紛争全般、遺産相続、交通事故、離婚、再生・破産、刑事事件等

共済会の対応は...一任せて安心

歯科医療安全共済会
事務局コールデスク
03・5280・7192
受付時間 月~金(祝日除く) 9:00~18:00



歯科医療安全共済会で対応した事例から

歯科医療安全共済会はこんな時にお役に立ちます。

代表的な対応事例

医療法人の分院長が行ったインプラント施術後、歯肉が痩せている部分に食べ物挟まりやすいなどの症状があり経過観察していたところ、患者が他の医院で取得したセカンドオピニオンや、ネットで調べた知識を根拠に、理事長及び分院長に対して、ご主人を交えて大きなクレーム騒動(詐欺師呼ばわりされる)に発展した。

当会顧問弁護士が受任して交渉窓口を変更し、**医療過誤を認めないことを条件に和解解決**することができた。

患者は歯科医師会へもクレームを投げかけていたが、医院としては何ら医療過誤がないという主張をするために当共済会に解決依頼があったもの。

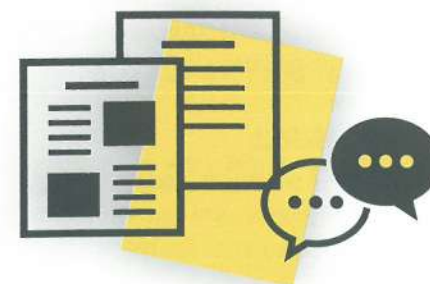
(当会へ相談後、7か月で収束)

クレーム内容(複数にわたっており、代表的なもの)

- ①天然歯と人工歯を連結している
書物やネット、3軒の歯科医院でセカンドオピニオンを取得した結果、天然歯と人工歯の動きが全く違う為、将来的に天然歯がダメになり、現代の治療では行わないということを知った。
- ②インプラントを斜めに埋入している
担当医からは「神経にあたらないようにわざとしているので大丈夫」と言われていたが、他の医院では「神経はずっと下の方にあるので、神経にあたることは無い。被せ物はインプラントに沿って被せるので、斜めではまっすぐな被せ物が出来ない。それが歯茎に負担がかかるような無理な被せ物になり、歯肉炎の原因にもなる。根本治療にはインプラントを抜去してやり直すしかない」と言われた。
- ③インプラントの大きさについて
他の歯科で「奥歯にはたくて長いインプラントを埋入するのに、前歯に使うような細さで短い」と指摘された。
- ④医者として、人格的にも技術的にも全く信頼できないとして、他の歯科で再治療するため、まずは治療費を全額返金して欲しい。

解決方針

カルテ、サブカルテ、コミュニケーションシートの記載状況から、治療説明、一連の処置に際して最善を尽くしており、医療過誤を認めるわけには絶対に行かない。従って治療費の返還には応じられない。弁護士が長期戦で患者を説得。患者にとって本当に必要なのはお金ではなく、再治療によるQOLの改善。本来であれば引き続き再治療を進めたいが、信頼回復が難しい面もあり、他の医院で行うための最低限の再治療費用なら負担しても良いという主張をする。



■当方の主張根拠 / 以下の点について顧問弁護士より時間をかけて説明を繰り返した。

- ①インプラント体と天然歯との連結は学術的には推奨されていないが、両者を連結することで天然歯の動揺や咬合性外傷を避けることも期待できることから、症例に応じた方法を選択したという点で、必ずしも医療過誤ではない。
- ②インプラント体を斜めに埋入することがあり、一般的には抜去、再埋入の必要はない。
- ③補綴物周囲に食物が停滞するのは、その形態が不適切であった可能性が0ではないため、**和解交渉をするのならば、医療過誤の有無を問わず、再治療費を補填するという考え方で進める**こととした。

実際の解決 / 合意書の内容

- ①本件解決金として50万円を支払う。
- ②本合意に至る経緯及び内容を第三者に公表しない。
※「〜の治療に関し、支払い義務のあることを認め」という和解表現をカットすることに最も力点を置いて成立

SUPPORT SERVICE

サポート サービス

当会では、会員の先生方に様々なサポートサービスをご用意しています。

経営相談、社労士、税理士等のセカンドオピニオンサービスもご用意しています。



会員パスワードログインで!

主な同意書

- インプラント手術説明書・同意書
- 歯列矯正治療説明書・同意書
- ホワイトニング治療説明書・同意書
- ヒアルロン酸注入説明書・同意書
- 埋伏抜歯手術説明書・同意書
- 歯内療法(歯神経の治療)説明書・同意書
- 歯根破折に対する治療説明書・同意書
- セラミック冠の説明書・同意書
- 小児歯科説明書・同意書
- 治療費回収文書 等

同意書(ひな形)ダウンロードサービス



当会の顧問弁護士から会員の先生向けにリスクマネジメントに関するワンポイントアドバイス(A4 2枚)を定期的に発信しており、高い評価を頂いております。

噛み砕いた平易な内容はスタッフの皆様にもお読み頂けます。バックナンバーを含めると貴重なアドバイス集となっておりますので、ご活用ください。

テーマ例

「応召義務」「混合診療について」「指導と弁護士帯同」「継続的治療における治療費を巡るトラブル」「カルテの開示」「テナント契約に関するよくあるトラブルについての留意点」「身体障害者補助犬の受入」「消費生活センターの役割」「認知症患者への対応」「防犯カメラ設置に関する留意点」「HPの著作権侵害について」「不合理な治療を要求する患者への対応について」等

弁護士からの贈り物



経営に関するセカンドオピニオンが欲しい、法的な面での見解が欲しい等、院長先生が回答を求めたいことがある場合、共済会事務局へまずは電話を頂きたいと思えます。顧問弁護士を始め、社会保険労務士や税理士等と連携し、専門家デスク機能を果たし、会員の先生方のお役に立ちたいと思っております。年々相談件数も増加し、運営実績11年の頼れる存在になっています。

相談例

- ・未払い治療の回収について相談したい。
- ・従業員の労務問題について相談したい。
- ・不動産賃貸契約について更新前に一度内容を見て欲しい。
- ・インターネットで誹謗中傷されている、対応策について相談したい。

経営相談

診療で多忙な先生にとって、共済会ご加入による3つの経済効果

- 1** **トラブル対応における時間短縮が図られます。(初期対応の時間短縮だけでも▲3~5日)**
 - ・電話受付から共済会顧問弁護士へ即日アクセスできます。
 - ・初期相談から示談、訴訟、共済金支払まで、事務局によるナビゲーションが行われます。
- 2** **法的なアドバイスが必要な案件での検討、調査時間、相談コストが圧縮されます。**
 - ・いわゆるクレームや美容分野でのトラブル解決コストが大幅に軽減されます。
- 3** **賠償責任保険対象外案件への補償提供による経済的損失防止**
 - ・治療費金銭トラブル、従業員問題、広告問題等、商取引、テナント問題等、事務局へお電話1本。経営者としての悩み、疑問点が即解消です。共済会顧問弁護士へ、1事案2時間まで相談無料です。

共済会費は施設内全員の賠償責任補償と経営応援プログラムの費用を含んでいますので経済的です。

◎会費は歯科医師数によって、決まっています。

◎衛生士他、全スタッフを無記名で歯科医師同様に補償します。

共済会入会金 (一医療施設につき) 30,000円

歯科医師数 (常勤・非常勤)	共済会費 (月額)
1~5名	16,000円
6~10名	18,000円
11~15名	24,000円
16~20名	30,000円

・共済会費(月額)は医療施設単位の歯科医師数で決定しており、歯科衛生士等のスタッフ数は問いません。
 ・共済会費のお払込みは口座振替月払です。
 ・共済期間は、1年間です。(更新制度/裏面に詳細記載)
 ・退会時、共済会入会金の返還はありません。



FAQ

- Q** 歯科医師賠償責任保険に加入しているが、その違いや加入するメリットを教えてください。
- A** 歯科医療安全共済会が提供する「歯科医師賠償責任共済」は、既存の賠償責任保険ではカバーしない領域の補償やサービスの提供に重点をおいています。現在の医療現場では、医療過誤も身体的障害もない、いわゆるクレームが増加しており、金銭的な補償だけでなく、実際にクレームを処理する実働部隊が望まれています。スタッフも安心であり、ご加入の先生には、その点を一番ご評価頂きご利用頂いていると思います。
- Q** 補償のどこの部分が「ワイド」なのか。
- A** ①医療過誤も身体的障害もないクレームレベルの解決金、②美容系の補償、この2点が共済独自の補償領域です。①、②にかかる弁護士費用等も支弁され、医院にとって大きな安心材料になると思います。
- Q** 免責25万円は何年たっても継続するのか、引き下げは無いのか。
- A** 共済独自の補償領域である医療過誤もなく身体的障害もないクレーム事案や美容分野の事案については、加入初年度は免責額25万円に設定させて頂いております。但し、加入5年目を迎える先生で、それまで無事故の場合には、免責額10万円まで引き下げられており、大変貴重な補償となります。
- Q** 経営相談もできるとあるが、具体的にはどういうことか?
- A** 現在のところ相談が多いのは「従業員の労務問題」「不動産賃貸問題」「契約書のリーガルチェック」等です。
- Q** 困った時には具体的にどうすればよいのか。
- A** 共済会事務局へまずはご一報下さい。事務局員がご相談内容をお聞きし、解決に向けて適切なガイドをさせて頂きます。先生方のストレスが大幅に軽減される部分ですので、どんな些細な事でも安心してお任せください。また連絡者については、院長先生に限らず勤務医の先生やスタッフさんから直接頂いても全く問題ありません。先生の経営者としてのご負担が軽くなるよう、事務局として最大限の配慮をさせて頂きます。
- Q** 事案相談や解決委任をすることになった場合、弁護士費用などが別途かかるのか。
- A** いいえ、かかりません。そのための共済会費です。但し、先生が任意でご依頼される「医院経営的な問題(労務問題等)」「プライベートな問題(所有不動産問題等)」については、電話相談レベルであれば費用負担はありませんが、実際に委任をされるような場合、会員間の公平性の観点から実費相当を頂くこととなります。
- Q** 顧問弁護士を既に雇っている、または身近にいるので加入の必要はないと思うが。
- A** 万が一訴訟事案等が発生した場合、当該顧問弁護士様を「共済会の指定弁護士」とみなすことにより共済金を支払うことが可能になります。顧問弁護士料金以外に発生する実費、示談金、賠償金を共済会からお支払いすることができますので、ご加入の意味は大きいと言えます。また、共済会顧問弁護士をセカンドオピニオンとしてご利用いただくことも有益かと思えます。